

質問第八十一号

利根川下流対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年四月十五日

利根川下流対策に関する質問主意書

一、噴水と河川が相異なる実学を利根川の下流銚子河口と中流三十五里先の昨年九月十五日の決潰地との水の落差は何米あるか政府は調査せるか上潮の日の落差は一尺とないあるいは同位である、この落差のほとんど無い、日本最大の利根川が今後、暴威を、ふるい、日本の穀倉は再度あるいは数回も水害は民主政治の今日、くりかえさるべきであるがこの科学的解決策の処見を問う。

二、水流の研究水圧の研究が利根川支流より押入り落差を取り消して大雨水の場合、利根川の水は鳴戸海峡の水の如くうづまいてある事実を調査せるか再度大悲惨事あるを防止せんとせば江戸川に利根川の水相当量を東村附近より大放水路を至急開設すべきである、この放水路は江戸川への落差二十尺以上あるものにてこの放水路名は利根川が建設者阪東太郎と称せらるる川ならば芦田川又は一松川とすべき万代の歴史を作る大膽工作により関東一都五縣を救うべきであるが政府の処見を問う。

右質問に対し英明なる答弁を要求する。